

令和 6 年度（2024年度）
北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（北海道採用希望）
第 2 次検査判定基準

1 登録に当たっての基本的な考え方

- (1) 登録に当たっては、人物重視の観点から、面接評価の上位の者からを基本とする。
ただし、次の点に留意し、総合的に判定する。
- (2) 各検査項目ごとの判定基準は 2 のとおりとする。
- (3) (2)のほか、複数免許や特別支援学校教諭免許等の所有状況、図書館司書教諭資格、指導員・審判員等の特技資格等を考慮し、判定する。
なお、小学校及び特別支援学校小学部においては、英語の資格等の所有状況を、高等学校においては、教科の必要に応じ、書道・情報・福祉の各免許所有者及び情報処理技術資格所有者を考慮し、判定する。

2 各検査項目の判定基準

- (1) 面接の検査評価（A～E 7 段階）
- (2) 論文（800 字以内）の検査評価（着眼点、表現力、教員素質 0～5、6 段階）
- (3) 教科等指導法の検査評価（A～E 5 段階）
- (4) 適性検査（Y G 性格検査）の検査評価（A～E 15 段階）
- (5) 実技検査（中・高・特別支援中・特別支援高）音楽（ピアノ演奏・歌唱）の検査評価（A～E 5 段階）
- (6) 実技検査（中・高・特別支援中・特別支援高）英語（読む・聞く・話す）の検査評価（A～E 5 段階）
- (7) 北海道学校職員人事評価制度による能力評価又は勤務状況等証明書及び学校長の意見書（期限付教員特別選考受検者）

3 登録判定結果

上記、各検査評価に基づき、総合的に判定した結果、採用予定数の範囲内で、総合評価の高い者を登録者とする。

- 【A・B】登録者(総合評価が高い)
- 【C】 総合評価が、登録者に比してやや低い
- 【D】 総合評価が、登録者に比して低い
- 【E】 総合評価が、登録者に比してかなり低い